

京都市告示第577号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年2月1日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
上賀茂経211 号線	北区上賀茂朝露ヶ原町10番地の28地先 から 同町10番地の35地先まで	旧	メートル 25.70	メートル 8.10 ~ 16.00
		新	25.70	8.10 ~ 27.00

(建設局土木管理部道路明示課)